

## 商品概要説明書

ほのぼの定期貯金（スーパー定期単利）

（2021年4月1日現在）

商品名	・ほのぼの定期貯金（スーパー定期単利）
ご利用いただける方	・個人（当JAにて年金を受取されている方）
期間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利  （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金  （5）金利情報の入手方法	・預入時の店頭金利に100万円以内は年0.3%、100万円超は年0.03%を上乗せした約定利率をお預入期間中適用します。 なお、自動継続で預入期間中に年金の受取が確認出来なかった場合、スーパー定期貯金の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示している金利に上乗せした利率になります。または、窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が1か月以上1年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融課（電話：0977-66-5060）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：092-741-3208）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当JA金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、福岡県弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター  (天神弁護士センター) (電話：092-741-3208)  (北九州法律相談センター) (電話：093-561-0360)  (久留米法律相談センター) (電話：0942-30-0144)</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・金利情勢の変化等により事前の通知なく内容の変更、もしくは中止させていただく場合があります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAべっぴん日出